

冷戦体制下の第三世界をめぐる安全保障論 — 東南アジアを中心に —

高 埜 健

目 次

はじめに — 問題の所在

I 安全保障概念の再考

1. 「戦争無益論」のエートス
2. 国家資源配分のバランス・シート — 総合安全保障的発想

II 東南アジアと安全保障論 — 第三世界一般との比較から

1. 第三世界の軍事化傾向
2. 東南アジア地域における相対的な非軍事化

III 安全保障と地域協力の効用 — むすびにかえて

はじめに — 問題の所在

東西冷戦の終結と前後して新たな国際秩序が模索されているが、未だその形は明確には現われてこない。但し、たしかなことは、世界各国は冷戦の呪縛から解放されたとはいえ、益々緊密なネットワークのなかに組み込まれており、もはや自国の平和と安全を他の国ぐにのそれと切り離して考えることはできないということである。したがって、国家安全保障は国際安全保障とほとんど同義であるといえ、いかなる国も、物理的・人的資源の動員と政治的意思のコミットメントが可能なかぎりにおいて、世界の平和と安全の維持・増進に責任を負っているといえよう。

そもそも現代の世界においては、ある国が脅威の源泉と見做すべきものは他国による物理的強制もしくはその脅しに留まらず、民族対立問題などの本来は国内的な要因であったり、環境破壊、麻薬汚染、核拡散などの国境横断的性質を有する問題であったりする。このことは、安全保障という概念それ自体が変化しつつあることを意味している。というよりはむしろ、冷戦構造の変容¹⁾とともに、安全保障の概念が極めて

多義的な性質を帯びるようになったと述べる方が適切かもしれない。

本稿の目的は、安全保障の概念を近年の安全保障論研究のなかで改めて検討し、続いて、第三世界ないし開発途上地域、とりわけ東南アジアという地域的なコンテクストを念頭に置きつつ、安全保障概念を論じていくことである。従来、国際政治ないし国際関係の研究における「安全保障論」という用語に対する最大公約数的な了解は、「戦争という現象を扱う」か、あるいは「軍事力の脅威、使用および管理に関する研究」であったといえようが²⁾、本稿が扱うのはそのかぎりではない。第二次大戦後の世界においては、冷戦が進行するに従って、国家が生存・発展の戦略を考えるうえで、軍事的手段による安全保障あるいは軍事戦略それ自体は、どれほどの有効性を保ち続けうるのか定かでないことが次第に明白になっていった。このような見解は、冷戦期における、とくに本稿が扱う開発途上国を中心とする中小国の安全保障を考察する際には十分に妥当性があるものと思われる³⁾。

筆者がここで目的としているのは、さらに具体的にいえば、「安全保障」を軍事的側面に限定することなく、むしろ総合的な国家の生存・発展戦略として位置づけていくことである。言い換えれば、この概念を、冷戦期に第三世界の中小国が置かれてきた状況とその経験に照らし合わせて再検討することである。それはひとり第三世界の問題ではなく、冷戦後の新たな世界秩序の構築が模索されるなかで、日本のような国の安全保障にとっても有益な示唆を含んでいるといえ、その意味で極めて今日的な課題であるといえよう⁴⁾。

では、冷戦体制下における中小国の経験が、なぜ冷戦後の国家安全保障構築の議論についても有効であるといえるのか。まずこのことに簡単に触れておきたい。

第三世界の中小国とひとくちにいても、各国が生来的にもつ条件、政治経済的発展の度合い、対外関係から受ける脅威や影響はさまざまに異なる。しかし、イスラエル、南北朝鮮、台湾、南アフリカのように厳しい戦略環境の下で核開発さえ可能にしてきたかそれに近づきつつある国、またインド、中国、ブラジル、ナイジェリアのような地域大国は例外としても⁵⁾、その他の大半の国家は、軍事的または経済的あるいは双方ともに、資源と手段に相対的に乏しく、少なくとも冷戦体制下の国際政治関係に影響を与えるだけの力（パワー）⁶⁾をもち得なかった。ここでは、その「大半」に属する国家を念頭に置いて議論を進めていく。そのような国家にとって安全保障を高めるということは、自らもてる資源を最大限有効に活用し、国際社会において可能なかぎり幅広く友好的関係を築き拡大しつつ、健全な政治経済的発展を可能にする国内

の資源配分を行なうことを意味するといえよう。しかもその根底には、国家的基盤が脆弱であるがゆえに、わずかな外的変動さえも自国の発展にとっては悪影響を及ぼしかねないという、国際環境と自己の置かれた立場に対する厳しい認識が存在してきたのである。

冷戦後の世界においては、従来多少の外的変動に耐えうるだけの基盤を有していた国家でさえも、国際関係上の流動性の著しい高まりと、いわば秩序の喪失感というものによって、それが相対的に脆弱化していることを認識せざるを得ないであろう。しかも国家の盛衰が流動的であることは、改めて歴史に問うまでもない。かつては強大な力を誇った帝国が、いまや国際社会においてさほどの影響力を保持していないケースさえ稀ではないのであって、これまでは安全を自ら確保し得た一定の発展段階にある国家にとっても、未だ発展途上にある中小国の経験は参考にするに値せず、と切り捨てることは必ずしもできないのである⁷⁾。

I 安全保障概念の再考

1. 「戦争無益論」のエートス

さて、そこで、どのようにして「総合的な国家の生存・発展戦略としての安全保障」を操作可能な概念として定義づけ、それを実際の政策に反映させうるかという問題である。いうまでもなくそれは現実に立脚した議論でなくてはならない。非武装中立論に代表されるような非軍事的手段のみによって安全と繁栄を享受しうるとする楽観論に墮すことも、逆に、核武装をも含む国防体制をその絶対必要条件とするような極論に陥ることも避ける必要がある⁸⁾。まず、ある国家が現実に安全保障政策を策定・遂行するに際しては、国際環境全体と自国の置かれた地政学上・対外経済関係上（たとえば交易上）の条件、およびそれに照らした自国の利益を、死活的なものから副次的なものに至るまで、いかに動的に把握するかが肝要となる。そのうえで、国益を増進するためには自国のパワーを相対的に高める手段として何が可能かつ有効であるかについての認識、さらにそれを実行に移すための政治的意思が必要とされることになる。

冷戦期の国際政治関係におけるもっとも顕著な特徴は、少数の国家による核兵器の

独占的保有によって創出されたヒエラルキー的な国際秩序と、核を独占的に保有する国家間に構築された「恐怖の均衡」体系であったことは論をまたない。このふたつの側面から国際社会における国家の生存と発展とを言い換えるとすれば、それは核兵器という絶大な物理的破壊力をもたない大半の国家にとっては、その最高位に到達することが半永久的に不可能な序列のなかで自らの位置づけを行なうことであった。しかし一方では、国際体系全体が恐怖によってであれ（実際の軍事力によってであれ）、均衡状態を保ち得た以上、大規模な戦争が起こりうる可能性は極めて低かったこともまた事実である。その意味からは、極めて逆説的ながら、ヒエラルキー内の序列は非軍事的な手段を通じての変更がある程度は可能であった、ということにもなる。これが国力あるいはパワー・ベースを相対的に増大すること、換言すれば既存の秩序において国家が政治経済的に発展を遂げることと捉えられよう⁹⁾。

すなわち、絶大な物理的破壊力をもたない国家であっても、ここでいう「序列」に基本的には甘んじていることを可とする以上、国際社会における物理的生存は確保し得たのである。同時に、そのかぎりにおいては、国家のパワーとしての軍事力の対外的行使、あるいはパワー・ベースの増大を目的とした軍事力の対外的行使は意味をもたないに等しくなった。いかなる国家も、自らの生存の否定につながる世界規模の全面的戦争に発展する恐れのある紛争を起こすことはできない一方、そのような恐れのない小規模の紛争に勝利することを通じて得られる利益は、極めて限定的なものとなったからである。ここで国家にとって軍事力は不要になったというつもりはないが、たしかにことは、国家間で武力紛争に発展しかねない問題が発生した場合、それを軍事力に訴えて解決に至らしめるという古典的な方法¹⁰⁾のもつ意味が、冷戦期においてはすでに希薄になったということである。

たしかに1945年以降も、地域レベルで起きた国際紛争は枚挙にいとまなく、紛争当事諸国、とりわけその住民にとって現実はずし「平和」ではなかった。しかしギャディス (John L. Gaddis) が看破したように、冷戦期が「長い平和」の時期であったというのは、国際社会が世界規模の全面戦争を回避してきたというかぎりの意味においては正しい¹¹⁾。このような見方に立つとすれば、そこで重要になることは、個々の国家が国際環境をどのように認識し、これをいかに自らの安全保障政策に活かしてきたかである。その点、国家間紛争の有無ないし頻度に、地域による差が大きいことに注目すべきであろう。たとえば1945年以降の北欧諸国を含む西ヨーロッパ地域では、すでに国家間の問題解決の手段として軍事力の使用は放棄されたとみて差し支えない

といえよう。複数の主権国家が存在する以上、相互の利害の衝突や対立は永久に消滅しない。しかしこの地域では、そこから生じる問題を「非軍事的・政治的に解決することがもたらす長期的・間接的な利得は、軍事的手段に訴えて得られるであろう短期的・直接的な利得よりも大きくなる」という共通理解が成立したとあってよい。いわば地域内の平和的環境を構造化することに成功した例がこれである¹²⁾。そのような地域は、開発途上地域を含め、世界全体を見渡してもごく少数であるが、おそらく1960年代末以降の資本主義体制をとる国ぐにからなる環太平洋アジア地域¹³⁾は、その数少ない地域のひとつに近づきつつあるとみてよいであろう。

もちろん、西ヨーロッパと環太平洋アジアでは地理的条件も戦略環境も、そこに属する国ぐにの性格も大きく異なり、一概にアナロジーを適用することはできない。しかし共通していえることは、ともに体制の異なる軍事大国（前者ではソ連、後者では中国）の脅威もしくは潜在的脅威を身近に感じつつも——あるいは、その存在ゆえに——米国の核の傘によって対外的な安全は確保され（繰り返しになるが、世界戦争ないしあからさまな軍事侵攻によって国家が消滅ないし分裂に至る可能性が大きく低下したという意味で）、そうした環境のなかで域内各国が経済を中心とする平時の活動に専心し得たということである¹⁴⁾。同時に、とくに西ヨーロッパ域内では経済交流を中心として相互依存関係が深化・拡大していくなかで、国家間で軍事力を使用することは不可能もしくは極めて困難であることが明白となった。域内の一国の選挙結果が通貨や株式の国際的変動に影響を及ぼすような状況下では、一旦有事になればその影響がどれほど破壊的なものになるかは自明である。そうした意味からも「戦争を起こすことは無益である」との考え方が強い説得力をもつに至ったのである。その点、環太平洋アジア地域では相互依存関係が西ヨーロッパにおけるほど早くから、また量的・質的にも深化・拡大してきたとはいえないが、この地域内においても1970年代中葉あたりから次第に、さらには1980年代に入ると益々、相互依存の高まりが顕著になり、これを背景として「戦争無益論」に対する共通理解は増大していったとみることができ¹⁵⁾。

しかしながら、相互依存関係の増大が国家間の平和的關係を維持・促進しうる要因となってきたのはたしかだとしても、相互依存の増大が平和的環境を創出する主要因であるとみることが必ずしも正しいとはいえない¹⁶⁾。むしろここでは、いかなる国家にとっても、もはや対外的な軍事力の行使が意味をなさないか、それによって維持ないし拡大しうる利益が限定的なものである以上、軍事関連対象とされていた国内資源

を他の分野に配分することが可能になったという点、あるいは、そうすることが「無益な紛争を起こさない」という国家行動の規範を形成する要因になったという点に、より注目すべきであろう。すなわち、国家安全保障とは、他国とのさまざまな領域における交流とそれを律するルールの問題であると同時に、国家個々の内部の利害調整と政策的手段の選択の問題なのである。

2. 国家資源配分のバランス・シート — 総合安全保障的発想

さて、国家が安全保障政策を策定するに際しては、自国を取り巻く環境と自国の利益に対する見極めが肝要となることはすでに指摘した。ここで国益とは安全保障論一般でいうところの、国家が守るべき中心的価値 (core values) と言い換えられるが、冷戦期においてはこの概念が従来のように、領土の保全と国民の生存および政治的独立 (ないし政治体制の維持) に留まらなくなってきた。すなわちクラズナー (Stephen D. Krasner) が述べるように、国民の経済的安寧が、すでにあらゆる国家にとっての基本的目標となっており、とくに開発途上国の場合には健全で持続的な経済発展がそうである¹⁷⁾。たしかに、持続的な経済発展が可能になるか否かは国家が選択する政治体制に係わる問題でもあり、経済発展を政治体制と区別して国家の中心的価値と見做すことには反論もあろう¹⁸⁾。しかし開発途上諸国では、西欧型の議会制民主主義も、社会主義政党の一党独裁も、あるいは軍部による独裁ないし権威主義的な体制のいずれも、必ずしも効率的な経済発展との固定的な相関関係を示してきたわけではない。そこでは政治体制それ自体よりも、むしろ経済発展を可能にする資源配分のあり方が重要になるのであり、このことが、ひいては軍事力のみには依存するのではない国家基盤の強化ないし整備を意味するのである。

およそ国家にとって、まして独立して間もない基盤の脆弱な国家にとっては、衝突し合うさまざまな目標達成のために (広義の) 資源配分を行なうに際し、そこにゼロ・サム関係が生じざるを得ない。ある程度の発展段階に達した国家の資源は相対的に規模が大きいため、さまざまな目標は多少の誤差をともしつつも達成されることになるが、資源の規模が小さい国家にとって資源配分のバランス・シートはしばしば国内に多大の緊張を生む。そのような事態に直面した国家は (たとえ国民の広範な政治参加が制度化されていないとしても)、何に優先順位を置くことが最大多数の国民の — 安寧につながるか、というよりもむしろ — 支持を得られ、かつ国家基盤の実質的な

強化につながるかを考慮することになる。その考慮のない政策運営は政権を担当する集団の正統性を侵食しかねず、その結果、国家の中心的価値たる政治体制、ひいては政治的独立を犠牲にすることになりかねないからである¹⁹⁾。

そこに、先に述べた国民の経済的安寧、あるいは健全で持続的な経済発展が、国家の追求する目標ないし中心的価値のひとつとして認識されるべき正当な理由がある。国家にとっての脅威が、もはや大規模な戦争や外部からのあからさまな軍事的侵略である可能性は低いとすれば、むしろ国内における、富の偏在による国民の極端な階層分化や、地理的、文化的（主として人種的・宗教的）差異に基づく異種集団の疎外などを原因とする社会の不安定化と、そこから生じる政治的な混乱・機能不全にあるからである。無論、国家が経済運営に成功し、さらにはその構成員に対する富の分配にある程度成功したとしても、それが安全を高める唯一無二の処方箋でないことは自明である。重要なのは、国家資源配分のバランス・シートをいかに巧みに調整するかということであり、そこでは軍事、経済、社会（文化・教育を含めて）および政治・外交といった、さまざまな領域における健全な発展を志向するための総合的なアプローチが求められるのである。

アラガッパ（Muthiah Alagappa）は、とくに開発途上国にとって脅威は主に国内に発生するとの議論を前提として、安全保障を高める政策的手段として、国内的には経済開発と、より公平な富の分配、反国家的・暴力的勢力とその活動の抑制、対外的には軍事的資源と手段の相対的欠乏を補完しうる外交技術、低レベルの紛争を抑止するだけの効果がある軍事力、を挙げている²⁰⁾。アラガッパも「脅威への対処には、いくつかの手段を併用する包括的・調和的政策（a comprehensive and concerted policy）が必要²¹⁾」と述べているが、これは、日本の、国内外で広く支持ないし理解を得るに至った「総合安全保障」²²⁾的発想に基づいているといえよう。もちろん総合安全保障という発想それ自体は、1970年代末以降の国際情勢の変化と日本の国力の相対的な増大にともなう、国際安全保障への貢献策を視野に含めた日本の安全保障上の政策課題の表明であって、国際社会において必ずしも普遍性をもちうるものではないかもしれない。しかしながら、こうした発想は、国内の資源配分の問題に置き換えてみるかぎりにおいて、先に指摘した環太平洋アジア地域では国家安全保障政策の立案に際して共通の規範となりつつあるように思われる。このことは、とくにこの地域における開発途上国の安全保障について扱う次節でより詳しく述べるものとする。

総合安全保障という考え方は、いわば非軍事的資源および手段の安全保障政策への

転用に注目している点で、軍事的資源および手段によって安全保障という目標を達成することが困難なあらゆる国家に(その発展段階に関係なく)援用しうるものである²³⁾。しかし、非軍事的資源および手段によって他国の行動を左右する影響力を行使したり、国際環境を自国の行動に有利になるように変化させるといった、より積極的・能動的な安全保障政策の運用が可能か否かについては、その国のもつ資源と手段の数量に係わるところが大きい。とりわけ経済的資源と手段を用いて他国の行動もしくは国際環境に影響力を行使することを、経済安全保障あるいは経済外交と呼ぶが²⁴⁾、この範疇において開発途上国ないし中小国が効果的になしうることには限界がある。したがって、ここではそのような政策的手段の存在と有用性を指摘しておくに留めるが、経済的資源と手段の安全保障政策への転用という発想は、開発途上国にとっても国力の増大にともなって活用する幅が広がることになり²⁵⁾、また、少なくとも軍備拡張政策をとるよりは賢明であるといえよう。

総合安全保障的発想におけるもうひとつの要点は、軍事的資源と手段の相対的欠乏を補完するために交渉技術としての「外交」が重要になることである²⁶⁾が、その重要性は次の二点に要約される。まず第一に、軍事力に乏しい国家が二国間協定や条約、地域的・国際的取り決めのいずれか、またはその組み合わせによって、他国との協力を通じて対外的な安全を確保しうるという点である。仮想敵国ないし潜在的脅威となる軍事強国に対抗しうる手段を保有する、自国にとって友好的な軍事強国との同盟、あるいはそうした軍事強国、または自国と似たような環境に置かれた国々にとの政治的協商、さらには、より広範な地域的・国際的機構への加盟という政策的手段がこの範疇に入ってくる。第二としては、前項に述べた相互依存の深化・拡大に伴う国家間の利害対立・摩擦の増大の問題と関連するが、同盟国あるいは友好国に対しても自国の行動の相対的自律性を確保するための手段として外交が重要な点である。同盟や協商関係が自らの行動に必要以上の制約を課すことになっては逆効果だからである。有事の際はさておき、平時においては同盟国どうしといえども利害の対立を避けることはできないのであって——むしろ相互依存が高まれば高まるほど摩擦が生じる可能性も高くなる²⁷⁾——、これを自国内の不安定化要因に転じさせないためにも、外交技術の高度化とその活用が一層重要視されるのである。

以上に述べてきたことには、「核の恐怖の均衡」による「長い平和」を前提としているため、他の冷戦観、国家安全保障観の立場から、さまざまな批判があろう。しかし、戦後の国際政治関係を支配した冷戦という状況のなかで、安全保障の概念が多義的な

ものに変化してきたことは事実であろうし、その確保のために、ここに述べてきたような多様な手段の総合的な運用という発想が必要とされるようになったことを指摘することは、ひとつの見解として、十分に説得力をもちうるものといえよう。

II 東南アジアと安全保障論 — 第三世界一般との比較から

1. 第三世界の軍事化傾向

前節では、冷戦期における国家安全保障概念の多義化とその政策的手段の多様化について説明し、また、それが顕在化してきた地域として環太平洋アジア地域の存在を指摘した。本節ではさらにそれを進め、その中心となったのが島嶼部を中心とする東南アジア地域であるという議論²⁸⁾を起こすために、前節の論旨を敷衍する形で、他の開発途上地域とも比較しつつ東南アジアにおける安全保障概念とその政策的手段について論じていくこととする。

「東南アジア」という地域の概念に戦略的性格が極めて強いことは、そもそも第二次世界大戦末期から戦後にかけて、英国、次いで米国が、軍事戦略上の必要性からこの広大な地理的範囲をひとつの地域として括る呼称を創出したという事実からも明らかである。英米両国は、とりわけその海洋戦略上の価値を重視して戦後もこの地域に軍事力を留め、地域の軍事的安全保障を実質的に担ってきた。とくに戦後、軍事的・経済的に他に比類なき強大な力を誇ることとなった米国にとって、中国と朝鮮半島における共産主義勢力の急激な拡張がアジアでの影響力後退に対する焦燥感を煽っていたこともあり、東南アジア地域は死活的な利益とまでに認識されることとなった。米国からすれば地理的にも政治経済的にも、そして心理的にも、もっとも遠い地域のひとつであるインドシナへの大規模な軍事介入を行なったのは、そのような認識に基づいていたためでもあった。

一方、自国の辺境部分に位置するこの地域を伝統的に「勢力圏」と見做してきた中国は、共産主義政権の成立後、この地域において革命勢力を直接・間接に支援することで影響力を保持しようと思論んできた。東南アジア各国の共産党は、中国からの援助を受けるとともに、毛沢東理論に基づく革命戦略を採用して武装闘争を展開してきたのである²⁹⁾。また、古くは1920年代からコミンテルンを通じ、ジャワを中心にこの

地域の革命勢力との関係を維持してきたソ連³⁰⁾も、本格的な進出はやや出遅れたものの、1970年代に入ると中ソ対立の激化にともなってヴェトナムをはじめとする域内社会主義諸国への急速な接近を果たすこととなった。さらには、戦後復興の軌道に乗った日本もすでに1950年代には賠償支払を契機としてこの地域に対する経済的進出を再開し、その経済的プレゼンスは1970年代前半にかけて急速に顕在化した。冷戦期においては、このように米ソ中日の四大国の利害が交錯する地域として、東南アジアの戦略的性格が特色づけられてきた。

この地域国際環境を東南アジア諸国の側からみるならば、たしかに、相次いで独立を果たした1960年代中葉に至るまでは、域外大国の存在と影響力は自国の生存と発展にとって脅威をもたらす一方、安全保障を依存すべき力の源泉でもあった。しかし、そのことが各国にとってディレンマを喚起し、国家安全保障の新たな定式化ともいべき必要を促していったのである。1970年代に入っても戦火の絶えなかったインドシナ地域では、安全保障とは依然として軍事力による国家の独立もしくはその維持を意味し、国家資源は戦争目的に費やされることを余儀なくされていた。その一方において島嶼部を中心とする地域では、互いの中で紛争を起こし、それを政治的に鎮静化に導いた経験を共有したことも一因となって、必ずしも軍事力だけが国家の安全を保障する手段ではないとの認識が高まっていった³¹⁾。島嶼部を中心とする東南アジアでは、すでに1960年代末から1970年代初頭という時期において、国家の安全保障を確保するために何が必要であるか、また、そのために国家はどのような対外行動の様式を必要とするかについての合意が形成されるに至ったのである。

ところで、一般に第三世界ないし開発途上地域の国家安全保障と地域国際関係の問題を論ずるとなると、近年はとくに地域諸国の軍事化傾向の側面、紛争多発地域としての側面が指摘・強調される傾向にあるが、その理由を説明しておく必要がある。

脱植民地化の時期には多くの国で独立・革命運動の「民族的英雄」が登場し、広範な社会的諸勢力を結集、統率して運動を指導したが、独立戦争を戦うような状況に置かれた国では、その中心的勢力となったのは必然的に軍隊や準軍事組織であった。独立後、「民族の英雄」は文民・軍人出身のいかに拘らず、広範な民衆の支持を背景に高い理想を掲げて国家建設を志向するが、往々にして経済社会的な発展は停滞ないし頓挫し、国民各層の不満は高まることとなる。ここには、必然性なくして国家の成員となった人間集団の問題も重要な要素として係わってくる。ともあれ、そのように不安定な状況が生じると、国家としての統合、さらには独立を維持するためにとられる

手段はふた通り生じてくるが、その過程ではいずれも軍部が主役として台頭してくる。というのも、軍部は国内でほとんど唯一、組織的に暴力を使用しうる集団であり、他の社会的諸機構が未発達であるためにシビリアン・コントロールが徹底しにくい。そのうえ、とくに独立戦争を戦った「業績」がある場合には、それは軍部が既得権益を拡大するための、あるいは国家支配の正統性さえをも主張しうる論拠となり、かれらの行為は正当化される傾向にあるからである。

ふたつの手段のうちのひとつは、軍部のもつ力の方向性が内向きになる場合で、クーデタや革命という手段を用いて独立時の政権を転覆したり、またはその正統性の継承を主張して、独立政権を襲った文民政権に取って代わろうとするものである。このような事態は「民族の英雄」的人物（ないし集団）の死後（ないし世代交代後）生じるケースが多い。したがって、そのような国では内戦勃発の可能性が高くなることに加え、多くの場合、権力闘争に関わる複数の勢力がそれぞれに外国からの支援と結びつくため、外部からの影響力の浸透は否応なく高まる。政権を勝ち取った軍部や政府の首脳は、反対派やそれを支援する外国勢力からの攻撃に晒されることを常に恐れ、国内では非常事態宣言、戒厳令などの厳しい統制を敷くと同時に、外国からの武器調達・軍事援助獲得に躍起になるが、その結果、国内の経済社会的発展はなおざりにされていく。政権は社会の不满を抑圧するためにも必然的に軍部独裁、あるいは少なくとも強権的になって長期化するが、新しい政権の発足後数年も経過すると今度は軍（政権）内部の反政府派が結集して同じことを繰り返すことになる。

もうひとつは軍部のもつ力が外向きに発揚される場合で、利害の異なる社会的諸集団を国家目的のために動員する手段として、対外的な軍事行動——多くの場合近隣諸国との戦争——に訴えるというものである。そのような行動は領土・国境問題、民族・宗教問題などを理由にとられ、なおかつ正当化されることになる。東西冷戦の影響が第三世界にも広範に波及するようになると、このような地域レベルの紛争に米ソ両陣営が直接・間接に介入し、武器・装備、軍事援助・訓練の供与を通じて域外大国の影響力が浸透することになる。また、こうした対外的軍事行動は、国内における権力闘争と結びついて行なわれることも多く、軍部の力が内向きに働くケースと外向きに働くケースは連動しやすいのである。

以上の捉え方は大雑把であり、厳密な実証を欠いていることを否定するものではないが、このような状況が第三世界ないし開発途上地域全般における軍事化と紛争多発のイメージを想起せしめ、開発途上国は「生まれながらに武装している」³²⁾との議論

が説得力をもつ所以であるといえよう。事実、中東、サハラ以南のアフリカ、南西アジア、さらにインドシナの各地域においては、こうした政治的展開が多かれ少なかれ見られてきたのである。

2. 東南アジア地域における相対的な非軍事化

しかしながら、そのような軍事化・紛争多発地帯としての第三世界ないし開発途上地域のなかにあつて、島嶼部を中心とする東南アジアは、とくに近年、相対的にその傾向から免れていることを、下に掲げたロス（Andrew L. Ross）の研究³³⁾による表1、2はよく示している。

表1 東南アジアおよび開発途上各地域における軍事費

（単位：10億米ドル — 1987年交換レートによる）

	開発途上地域全体	アフリカ	ラテンアメリカ	中東	南アジア	東南アジア
1977-82年平均値	183.3	15.3	13.4	87.6	7.8	5.3
開発途上地域全体に占める%	—	8.3	7.3	47.8	4.3	2.9
1982-87年平均値	196.0	15.5	17.2	88.8	10.8	5.8
開発途上地域全体に占める%	—	7.9	8.8	45.3	5.5	3.0
1977-87年平均値	188.5	15.4	15.1	87.4	9.3	5.5
開発途上地域全体に占める%	—	8.2	8.0	46.4	4.9	2.9

Andrew L. Ross, "Growth, Debt, and Military Spending in Southeast Asia," *Contemporary Southeast Asia*, Vol.11, No.4, March 1990, p.247より引用。

元のデータは、U. S. Arms Control and Disarmament Agency, *World Military and Expenditures and Arms Transfers 1988* (ACDC Publication 131), 1988, に拠る。

表1は、開発途上地域全体とそこに五つに区分された地域間の軍事支出の比較、および各地域の軍事支出が開発途上地域全体のそれに占める割合を表わし、表2は、開発途上地域全体および各地域における軍事支出の対国民総生産（GNP）比と対中央政府支出比を表わしている。表中の「東南アジア」に含まれるのは、ビルマ（ミャン

マー)、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイであるが、それだけに、これは先に指摘した、この地域の軍事化傾向が相対的に弱いという議論を裏付けるものとなる。たしかに中央政府支出に占める軍事費の割合は決して低いとはいえないが、これはビルマとシンガポールの数値がともに約20%（1977年-1987年の平均値）と比較的高いためである。ビルマについてはこの際詳しく触れないが、シンガポールが高いのは、同国が独自の脅威認識・安全保障観に基づいて「国民皆兵」的政策をとってきたため、この数値は地域全体の傾向からすれば例外と見做しうる。この二カ国を除く四カ国における軍事費の対中央政府支出比は、1977年-1987年の平均値で14.2%となり、ラテンアメリカ地域に次いで下から二番目と低くなる³⁴⁾。

表2 東南アジアおよび開発途上各地域における軍事負担

(単位：% 各期の平均値)

	開発途上 地域全体	アフリカ	ラテン アメリカ	中 東	南アジア	東南アジア
軍事支出／国民総生産 (GNP)						
1977-82年	6.6	5.1	2.0	13.2	3.5	3.8
1982-87年	6.2	4.8	2.4	13.5	3.8	3.4
1977-87年	6.4	4.9	2.2	13.3	3.7	3.6
軍事支出／中央政府支出						
1977-82年	21.3	17.2	8.1	28.1	18.5	17.8
1982-87年	20.2	15.1	9.0	31.1	17.6	14.2
1977-87年	20.7	16.2	8.5	29.7	18.0	16.0

Ross, *ibid.*, p.250より引用。出典は表1に同じ。

先に挙げた三つの指標（軍事費の額とその対GNP比、対中央政府支出比）については、インドシナ諸国、すなわちカンボジア、ラオス、ヴェトナムの軍事支出のデータが不明もしくは不備であるため、島嶼部地域と比較することは困難である。しかし人的資源の配分という観点から、今度は次頁の表3に示した各国の人口千人あたりの軍人数という指標を比較してみると、インドシナ、島嶼部両地域間ではこの側面において差が歴然としていることがわかるであろう。

表3 東南アジア各国における国民1,000人あたりの軍人数

(数値はそれぞれ各期の平均値)

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ
1977-82年	1.7	6.3	3.1	22.6	5.3
1982-87年	1.7	6.8	2.8	22.9	5.1
1977-87年	1.7	6.5	2.9	22.6	5.2
	カンボジア	ラオス	ヴェトナム	ビルマ	
1977-82年	7.3	14.4	15.0	6.2	
1982-87年	4.9	13.1	18.3	5.7	
1977-87年	6.3	13.8	16.6	5.9	

Ross, *ibid.*, p.248より引用。出典は表1に同じ。

表2と同様、ここでもシンガポールの数値が高いのは先に述べた理由による。むしろここで問題とすべきなのは、1970年代中葉から1980年代にかけて、島嶼部を中心とする東南アジアでは驚異的ともいえる経済成長が達成され、政治的・経済的な安定が築かれるとともに、国家間においては紛争のない平和的な環境が維持されてきたが、それは、人的要素を含めた国内資源の軍事目的への配分が相対的に低く抑えられてきたということと強く関係しているのではないか、ということである。

軍事化傾向が相対的に弱いとはいえ、島嶼部を中心とする東南アジア地域が軍事的なイメージからほど遠いかといえ、それについては異論もあろう。その論拠としては、インドネシアやタイにおける軍部の強力な政治介入、フィリピンにおける内戦状態の継続と軍部の発言権増大、あるいはシビリアン・コントロールが徹底してきたマレーシア、シンガポールも含め、域内の軍事協力が近年急速に進展している事実などが指摘できる³⁵⁾。しかし、この地域、とくに軍事政権が統治し続けてきたインドネシア、タイにおいては、たとえばインドネシア国軍の二重機能 (*dwi-fungsi*)³⁶⁾に見られるように、軍部はむしろ官僚機構あるいは職能代表集団 (ないし政党) としての機能を高めてきたといえよう。多くの開発途上国において、独立後、軍部が「開発の担い手」となることを期待されながら — 1960年代までは理論的な支持もあった³⁷⁾ — 国内あるいは近隣諸国とのあいだで戦闘行為を繰り返していた一方で、島嶼部を中心とする東南アジア諸国の軍部は、例外的に行政機構としての機能をよく果たしてきたのである。

このことは、無論、東南アジア諸国においては軍部が軍事的手段をもって対処すべき脅威が存在しなかったことを意味するのではない。すでに指摘した、「脅威は国内に

存在する」（アラガッパ）という点では、東南アジア諸国も他の開発途上国との共通性を充分にもち合わせてきた。すなわち、支配的集団との人種的、宗教・言語文化的な相違を根拠に分離独立や自治を主張したり、イデオロギー的相違を主張して国家体制そのものの変革を迫る国内の少数派、反体制派は、既成の国家秩序への挑戦に武力を用いてきたからである。同様に、近隣諸国間における領土・国境問題、あるいは一国の人種・宗教問題に端を発する国家間の対立・敵対においても、実際に軍事力が行使されたか寸前まで緊張が高まったケースは少なからず存在した³⁸⁾。とりわけ後者の意味で、対外的な国防という軍部本来の機能が見過ごされてきたわけでは、決してないのである。

しかし、島嶼部を中心とする東南アジア諸国の政府にとって、とくに1960年代後半以降、政治経済体制、指導的国家イデオロギー、（支配的集団の）宗教を含む文化的価値観、さらには旧宗主国との軍事・経済関係といったあらゆる側面から、最大の脅威と認識されたのは、国内の共産主義運動（ないしそれと見做されるもの）であった。この認識こそが、これらの国ぐにの安全保障観を規定し、政策的手段を選択させる決定要因になったといえよう。すなわち、武力による抵抗運動には警察・軍事行動で直接的に対処するとしても、それは問題を根本的な解決に至らしめる手段にはなり得ない。国内、とくに人口の大多数が生活する農村地域において共産主義運動が勢力を増幅しうるとすれば、その土壌は「貧困（と無知）」であるから、運動そのものを終熄させるためには、そのような社会的状況の改善が必要となる。そのための手段としては、経済を持続的に成長させ、より公平な分配を実現すること、教育や社会的参加を含む国民統合政策を推進していくことが不可欠となるが、このふたつの面で成功することは国家基盤の強化につながり、ひいては政権の支配の正統性を強化することにもなる——このような論理が各国に一様に根づいたというわけである。

一方、対外的な側面に目を転ずれば、国内の政治的・社会的安定を築くことによって、域外の共産主義大国（すなわち中ソ）がイデオロギー的影響力を浸透させる口実を与えないことが肝要になるとともに、そのような域外大国——ヴェトナムでさえも南北統一後そのひとつとなった——には軍事力をもってしては対抗し得ないため、敵対し続けるよりむしろ融和的な外交関係を築くという選択が望ましいことになる。究極的には対外的な安全保障を共産主義大国に対抗しうる域外大国（すなわち米、英）に依存せざるを得ないが、安全保障を自前で賄うことが可能であるという誘惑に駆られて、そもそも希少な国家資源の多くを軍事目的に配分することは、結果的に国内の

政治的・社会的不安定化状況を招来しかねず、あまり賢明な選択ではないということになるのである。

III 安全保障と地域協力の効用 — むすびにかえて

以上に述べてきたことを要約しつつ、最後に、域内の中小国のみによる地域協力の要件と効用についての説明を、この地域に属する国ぐにの安全保障に対する認識とその政策的手段の選択という観点から、以下の四点にまとめて指摘しておきたい。

第一点は、冷戦期の東南アジア地域においては米ソ中日という域外四大国の利害が交錯する状況が生じたが、これが必然的に諸大国間の影響力の均衡状態をもたらし、積極的にであれ、やむを得ざる選択としてであれ、域内各国がこれを利用することが可能になった、という点である。換言するならば、他の開発途上地域と比較して東南アジア地域、あるいはより広く環太平洋アジア地域（無論朝鮮半島とインドシナ地域を例外とするが）では、冷戦の影響が相対的に強かったためにむしろ国家間の紛争が抑止され³⁹⁾、このような国際環境が域内各国の発展に寄与した、ということである。

第二点は、とくに1960年代後半以降の島嶼部東南アジアでは、国家体制の存続と安定にとって最大の脅威と見做されたのは、民族や宗教を争点とする少数派の抵抗運動よりは、域外大国からの支援を受けているとみられた国内の共産主義運動であった — あるいは、少なくともそのように規定された、ということである。このような認識を明示することによって、各国政府は、第三世界諸国一般に特徴的な（広義の）文化的多様性をイデオロギーの次元で単純化してしまい、国内のさまざまな社会集団間に存在する潜在的な対立点⁴⁰⁾を「封じ込めて」しまうことが可能となったのである。

第三点は、国家にとっての脅威をそのように規定することによって、軍備を警察活動と変わらない規模に抑えることができ、軍事目的に費やされたであろう国内の資源を経済社会開発の領域に配分することが可能になったことである。独立当初の各国における経済的低開発状態は、「共産主義の温床」としてのみならず切実な問題であったが、相対的に国力を高めるためには、分配より成長を優先する経済政策が正当化される必要があった。同時にそれは、既存の国内階層秩序の維持を望む国家エリート集団の目的にも合致したのである。

第四点は、このような国家の生存・発展戦略を近隣諸国とのあいだで相互に規範と

して成立させるために、地域レベルの交流を可能にする枠組みが必要であったことである。軍備の水準を低レベルに留めて経済社会開発を優先しようと試みても、情報の欠如や誤解に基づく相互不信から互いに紛争を起こしていたのでは何もならない。国内の矛盾を対外的軍事行動を起こすことによって抑え込もうとするやり方は、結局のところ自国にとっても決して得にはならない、との理解が相互に確立される必要があったのである。

A S E A N（東南アジア諸国連合）という地域協力機構は、1970年代中葉以降、東南アジアをめぐる国際情勢の進展によって、より多岐にわたる、しかも実効をとまなう協力を行なう必要に迫られることとなる。しかし、この機構の成立が一義的には加盟各国の国家生存・発展戦略、すなわち広義の安全保障戦略の一環としての意義をもっていたと、ここではまとめておくこととしよう。

注

- 1) 冷戦変容期、とくに1960年代から1970年代の国際関係についての最近の研究については、たとえば、日本国際政治学会編『国際政治』第107号「冷戦変容期の国際政治」（1994年9月）を参照。
- 2) Stephen M. Walt, “The Renaissance of Security Studies,” *International Studies Quarterly*, 35 (1991), pp.212-213. このほかに近年の研究動向を踏まえた安全保障論に関する論稿として、Joseph S. Nye, Jr. and Sean M. Lynn-Jones, “International Security Studies: A Report of a Conference on the State of the Field,” *International Security*, Vol.12, No.4 (Spring 1988),あるいは、戦後の安全保障状況を理論的・概念的にコンパクトにまとめた論稿として、Norman J. Padelford and George A. Lincoln, *The Dynamics of International Politics* (New York: Macmillan, 1962), Chapter 10: The Search for Security (pp.177-193); Kenneth N. Waltz, “The Politics of Peace,” *International Studies Quarterly*, Vol.11, No.3 (September 1967) が参考になる。
- 3) 開発途上国一般の安全保障に関する議論として、Muthiah Alagappa, *The National Security of Developing States: Lessons from Thailand* (Dover, MA: Auburn House Publishing, 1987); Bahgat Korany, “Strategic studies and the Third World: a critical evaluation,” *International Social Science Journal*, 110 (Vol.38, No.4, 1986); A. F. Mullins, Jr., *Born Arming: Development and Military Power in New States* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1987); Robert L. Rothstein, “Alignment, Nonalignment, and Small Powers: 1945-1965,” *International Organization*, Vol.20, No.3 (Summer 1966) を主に参照した。
- 4) これは主として以下の理由によって、日本にとって非軍事的な側面で安全保障政策を強

化する必然性が存在することによる。第一はいうまでもなく、現在までのところ日本は核兵器による大量殺傷能力をともなう軍備をもたず、また近い将来もその可能性が極めて低いこと。第二に、実際の対外防衛能力は問わないとしても、現行憲法は海外派兵を認めていないため、日本の安全にとって間接的に悪影響を与えうる対外的な脅威に対して未然に独自の軍事的対応をとることは不可能であること。第三に、旧ソ連（ロシアおよび他の構成共和国）、中国、北朝鮮（朝鮮人民民主主義共和国）などによる軍事的脅威も依然として消滅したとはいえないことに加え、国家にとっての脅威は、むしろ経済、地球環境、人口動態的变化、テロリズム（海外在留邦人の安全を含めて）など非軍事的な対応を必要とされる分野にも多岐にわたって存在することである。

- 5) インドや中国が核兵器を保有するといっても、第一撃能力があるという意味でしかその有用性は認められない。しかし通常型の紛争においても、兵器の種類と性能、戦術の巧拙に拘らず、これらの国ぐにのもつ豊富な人的および自然資源が、とくに周辺の中小国に対しては実際以上の脅威感を与えることとなる。その点でこれらの大国は他の開発途上国とは区別して考える必要がある。
- 6) 本稿でパワーという場合、それは「強制力」とほとんど同義である。そういう捉え方は一面的であるとする考え方も強く、たとえばボールドウィン (David A. Baldwin) や ボールドディング (Kenneth E. Boulding) は、国家間関係における、いわゆる「アメ (carrot)」と「ムチ (stick)」の使い分けにおいて「アメ」の有効性を強調し、その手段として種々の経済的行為を取り上げている。ボールドウィンは著書 *Economic Statecraft* (Princeton University Press, 1985) において報酬やその約束を「正の強制 (positive sanctions)」として、一般的な意味での制裁や脅し、すなわち「負の制裁 (negative sanctions)」と並列に扱い、一方、ボールドディングは、*Three Faces of Power* (Sage Publications, 1989) において「経済的パワー」を「脅しのパワー」「統合するパワー (愛のパワー)」とともにパワーのもつ三つの側面のひとつとして位置づけている。

しかし国家間の関係において、ある国が他国の行動に影響を及ぼすことを意図する際に、通常は（「愛」はさておき）報酬と制裁の組み合わせが用いられ、報酬またはその約束によって所期の目的が達成されない場合には、制裁またはその脅しが用いられるのが一般的である。そうした意味で、パワーは最終的に強制力を行使しうる能力の大小によって測られると定義してよいであろう。ただし、その基盤は必ずしも軍事力に限られるものでないことを筆者はここで強調しておきたい。

- 7) このことに関連する中小国（開発途上国）の側の経験とその戦略については、Stephen D. Krasner, *Structural Conflict: The Third World Against Global Liberalism* (Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press, 1985) esp. pp.14-18, p.298を参照。現在ではいくつかの「旧帝国」でさえ、新興工業諸国 (Newly Industrializing Countries: NICs) もしくは新興工業経済群 (Newly Industrializing Economies: NIEs) の経験に倣って、既存の国際秩序（市場経済、自由貿易のルール）の枠内で自らの目的を達成する（価値を実現する）能力を向上させることが必要とされている。旧ソ連はその典型的なケースであるといえよう。

- 8) 但し後者の点については、理論的には、ブル（Hedley Bull）が想定してみせたように、「多くの核保有国が存在する世界（A World of Many Nuclear Powers）」では、あらゆる国家（ないし国家グループ）のあいだに相互抑止力が作用し、米ソ間において保たれてきた戦争のない状態が実現するかもしれない。しかし、そうした仮定に対してブル自身が論破してみせているように、そのような世界においては、戦略核兵器があらゆる国家にとって目標追求のための唯一の手段でなければならないし、核兵器の使用という以外の側面における国家間の紛争を抑止できるものではない。したがって、「多くの核保有国が存在する世界」はそれ自体が不完全な考え方である、ということになる。see Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics* (New York: Columbia University Press, 1977), pp.240-243.
- 9) 他者（国）との関係性におけるパワー（・ベース）の増大を意味している。秩序自体を変革しようとする「メタ」（超越的ないし絶対的）レベルのパワー（・ベース）について論じているのではない。注6）も参照のこと。
- 10) すなわち、クラウゼヴィッツ（Karl von Clausewitz）の「戦争は他の手段をもってする政治の継続にほかならない」（『戦争論』第1篇「戦争の性質について」第1章「戦争とは何か」第24節）という有名な命題が、もはや有効性を失ったことにほかならない。
- 11) John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War* (New York, Oxford: Oxford University Press, 1987) を参照。
- 12) このことは、もちろん、西ヨーロッパ地域にはソ連およびワルシャワ条約機構諸国という可視的な共通の直接的軍事的脅威が対峙していたという要因を抜きに論ずることはできないが、そもそも欧州共同体（EC）創設の動きには、鉄鋼と石炭の域内共同管理を通じて域内（とくに独仏間）の対立を緩和するという動機が存在していた。西欧地域における平和的環境は、域内の地理的・歴史的要因を反映した各国の欲求、およびそれに基づく内発的な努力によって創出され、維持されてきたといえる。
- 13) ここでは以下の国々におよび地域を指す。日本、韓国、台湾、フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイ、オーストラリアおよびニュージーランド。また、おそらくこれに、パプアニューギニアをはじめとするいくつかの南太平洋諸国を含めることもできるが、本稿ではこれらの国々にを考察の対象としていない。
- 14) 共同体形成という観点から西ヨーロッパと東南アジア島嶼部地域を比較対照した考察を含む論稿として、山影進「地域統合論再考 — 新たな展望を求めて」『国際政治』第74号「国際政治の理論と実証」（有斐閣、1983年）、とくに109-111ページを参照。
- 15) このような見方を、たとえば、ラジャラトナム（Sinnathamby Rajaratnam）シンガポール外相が、すでに1970年10月の時点で、次のような認識を示していたことと重ね合わせてみるのは大変興味深い。少々長くなるが下に引用するのは、チリ大学国際問題研究所主催の太平洋問題国際会議に出席した際の演説の一部である。引用元は、Chan Heng Chee and Obaid ul Haq (eds.), *S. Rajaratnam: The Prophetic and the Political* (Graham Brash & St. Martin Press, 1987), pp.308-310.

「…東南アジア諸国はいまや、とりわけ経済分野における国家間の相互依存という現実に気が付きつつある。この現実を受け入れ、国家経済政策をこの現実に対して調整し

- ていくことによつてのみ、開発途上諸国は経済的進歩と政治的独立を確保しうる。…(中略)…冷戦の最盛期においては、共産主義陣営・非共産主義陣営の対立から漁夫の利を得ることもできたが、…(中略)…途上諸国の支援と票は、大国が冷戦を遂行するのにかつてほど死活的ではなくなっている。いまや諸大国は、対立を紛争に訴えずに解決する技術を発達させてきた。…(中略)…私がここで強調したい点というのは、先進諸国が団結の精神と経済的目的の同一性を共有するに至ったということであり、…(中略)…そして、それはいまや太平洋地域においても確実に進行しているのである。(後略)
- 16) というのは、「国家間の経済・社会的統合が政治的統合を促進する要件となる」とする新機能主義的地域(ないし国際)統合論と基本的には同じ論理構成となるからである。ただし、新機能主義的統合論で想定された「政治統合」は、単に国家間に紛争がない平和的な環境が創出されることを意味するのではなく、単一の超国家的意思決定機関の設立を最終的な目標とするのであるが。
- 17) Stephen D. Krasner, "National Security and Economics," B. Thomas Trout & James E. Harf (eds.), *National Security Affairs: Theoretical Perspectives and Contemporary Issues* (Transaction Books, 1982), p.321.
- 18) Alagappa, *The National Security of Developing States*, *op. cit.*, pp.2-3.
- 19) 東南アジアにおいては、他にも多くの例があるが、1985年後半から1986年2月にかけてのマルコス(Ferdinand E. Marcos)政権下のフィリピンが、そのもっとも典型的な例であるといえよう。開発途上国では政権担当集団の利益がしばしば国家のそれと同一視され、既存の政治体制の崩壊ないし機能不全が国家の政治的独立をも損ないかねないのであるが、この時期のフィリピンの場合、「反マルコス」のもとに結集したエリート連合がマルコス以後の政権を担当する受け皿となり得たため、政治的独立を維持することができた。ただし、アキノ(Corazon C. Aquino)政権の成立に米国の大幅な介入があったとの見方をとるならば、フィリピンが一時的に政治的独立を犠牲にしたとの議論も可能になろう。
- 20) Alagappa, *The National Security of Developing States*, *op. cit.*, pp.24-27.
- 21) *ibid.*, p.24.
- 22) 「総合安全保障」については、平和問題研究会編『国際国家日本の総合安全保障政策』(大蔵省印刷局, 1985年)を参照。
- 23) 但し「総合安全保障」は、とくに自衛という意味での防衛努力を放棄するものではない。同上書によれば、「総合安全保障とは、外交、経済、防衛等の諸施策を総合的に実施することによって安全を保障しようとするものであり、「これらの種々の手段の間に補完性はあっても、ひとつの手段で他のものを直接的に代替することはできない」(68ページ)からである。
- 24) これについては、Baldwin, *Economic Statecraft*, *op. cit.*; Krasner, in Trout and Harf (eds.), *National Security Affairs*, *op. cit.* を参照。また「経済問題にまつわる外交交渉」という意味での「経済外交」については、草野厚『日米オレンジ交渉——経済摩擦をみる新しい視点』(日本経済新聞社, 1983年), 山本武彦「経済外交」, 講座国際政治第4巻『日本の外交』(東京大学出版会, 1989年)所収, などが参考になる。

- 25) これまでのところ、1973年の第四次中東戦争時のアラブ産油国による石油輸出削減措置が、もっとも効力を発揮した例であろう。
- 26) Alagappa, *The National Security of Developing States*, *op. cit.*, pp.21-24, pp.26-27.
- 27) このことは、近年の日米関係を引き合いに出すまでもなく明らかであろう。これについては、たとえば、山影進編『相互依存時代の国際摩擦』（東京大学出版会、1988年）が参考になる。
- 28) 注14) に引用した山影論文を参照。
- 29) see e.g., Justus M. van der Kroef, *Communism in South-East Asia* (Macmillan, 1981); Leo Suryadinata, *China and ASEAN States: the Ethnic Chinese Dimension* (Singapore University Press, 1985).
- 30) see e.g., van der Kroef, *ibid.*; R. A. Longmire, *Soviet Relations with South-East Asia: An Historical Survey* (London and New York: Kegan Paul International, 1989).
- 31) Korany, *International Social Science Journal*, *op. cit.*, pp.547-548.
- 32) Mullins, *Born Arming*, *op. cit.*
- 33) Andrew L. Ross, "Growth, Debt, and Military Spending in Southeast Asia," *Contemporary Southeast Asia*, Vol.11, No.4 (March 1990), pp.243-264.
- 34) *ibid.*, p.248.
- 35) 近年の域内軍事協力の進展については、A. James Gregor, *In the Shadow of Giants: The Major Powers and the Security of Southeast Asia* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1989), pp.81-84; "ASEAN Defence Cooperation: What Is Missing From The Matrix," *Asian Defence Journal (ADJ)*, May 1994, pp.42-44; "ASEAN After America's Exit," *ADJ*, November 1994, pp.23-31などを参照。また地域安全保障協力の一環として、ASEANが域外対話国を交えて国際安全保障問題を討議するASEAN地域安全保障フォーラム(The ASEAN Regional Forum: ARF)が1994年7月に創設されたが、これについても、さしあたり"The ASEAN Regional Forum: Hope For Success But Tread with Care," *ADJ*, August 1994, pp.22-26を参照のこと。
- 36) または軍の「中道路線」ともいわれる。インドネシア国軍は、本来の軍事的役割を担うと同時に政治・経済活動に介入する権利をもつというものであり、その正統性は独立革命指導の歴史的事実由来する。この考え方はナスティオン(A. H. Nasion)によって1958年に定式化されたが、スハルト(Soeharto)政権下でも基本的に継承されてきた。スハルトは、むしろ国軍と職能集団の代表によって構成される与党ゴルカル(Golkar)との一体性を強調する考え方をとり、その政治的役割を一層強化する傾向にある。
- 37) その代表的な研究は Samuel Huntington, *The Soldier and the State* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1957); William Gutteridge, *Armed Forces in New States* (London: Oxford University Press, 1962) などであろう。Mullins,

Born Arming, op. cit., pp.3-6を参照。

- 38) そのうち、もっとも大規模かつ深刻な影響があったのが1963年から66年に展開されたインドネシアによる「対決」政策であり、とくに1963年9月以降の「マレーシア粉碎」の局面であった。一方、1975年末から1976年にかけての東ティモール紛争も、規模においては国内の反乱の域を出ないが、国家による軍事力行使の例としては重要である。
- また国家間で軍事力の行使寸前まで緊張が高まった例としては、1968年3月のマレーシア・フィリピン間のサバ領有権問題の再燃、1968年10月のシンガポールにおけるインドネシア海兵隊員処刑事件にそれぞれ端を発する両国間関係の悪化などがある。
- 39) この表現は誤解を招くかと思われるが、これはあくまでも本稿で用いている「環太平洋アジア」地域、すなわち非社会主義圏に属する国ぐにの間において、という意味である。冷戦体制下の「安全保障の（より具体的には核の）傘」が東・東南アジアの急速な経済発展を可能にする環境を提供したという見方は多くの識者によって指摘されている。たとえば以下のものを参照されたい。Frank Gibney, *The Pacific Century: America and Asia in a Changing World* (New York: Charles Scribers' Sons, 1992), p.517 (邦訳, フランク・ギブニー著, 堺屋太一監訳『太平洋の世紀(上・下)』TBSブリタニカ, 1993年), Alan Burnett, *The Western Pacific: Challenge of Sustainable Growth* (Edward Elgar Publishing Ltd., 1993, pp.50-51).
- 40) 枚挙にいとまないが、とくにマレーシア、より少ない程度においてシンガポールにおける人種間の軋轢、フィリピン、タイにおける南部イスラーム教徒の自治ないし独立要求運動、インドネシアにおける東ティモールの独立運動、中国系住民に対する弾圧などを挙げることができよう。これらのいずれの例においても、政府・国軍当局は、程度の差はあれ、反政府的活動を共産主義ないしその影響と結び付ける努力を行なってきたといえよう。この点において、冷戦終結後も、非社会主義の東南アジア各国における「共産主義の脅威」は、反政府的な組織および活動のレッテルとして未だ意味をもちうるのである。